

発議第 号

2007年6月2日

山県市議会議長 村橋安治 様

選挙公営ポスター代水増し関与議員に対する辞職勧告決議について

上記の議案を別紙のとおり、山県市議会会議規則第14条の規定により発案する。

提出者 山県市議会議員

山県市議会議員

## 別紙

### 選挙公営ポスター代水増し関与議員に対する辞職勧告決議

横山善道岐阜県議会議員、渡辺政勝山県市議会議員、武藤孝成同、村瀬隆彦同、吉田茂広同は、速やかに自ら議員としての職を辞すことを山県市議会として勧告する。

#### 決議の理由

私たち議員は、高い倫理観と見識、決意のもと、法令遵守を旨として議員活動に努めなければならない。

去る6月9日以降の新聞やテレビの報道のとおり、2004年4月執行の山県市議会議員選挙にかかる選挙公営ポスター代の水増し詐欺容疑で岐阜県警捜査二課と山県署が印刷業者及び候補者を聴取した。

山県市議会議員を辞して今年4月に山県市選挙区選出の県議会議員となった横山善道県議、渡辺政勝市議、武藤孝成市議、村瀬隆彦市議、吉田茂広市議の5人は、6月15日に県庁において、基本的な事案を認めて謝罪する会見を行った。しかし、経緯及び身の処し方には答えないと報道されている。

容疑にかかる行為そのこと自体が許されないことは当然である。

当事者が容疑を否認するならともかく、当事者が捜査事案を認めた、即ちそれぞれの議員による当該水増し詐欺が事実であったということは、山県市議会の品位を著しく汚すものであり、かつ市民の信頼を大きく裏切るものである。同時に、県議会にもかかわることから県民の声も厳しい。

一部の者は書類送検されたら辞すと述べたとの報道もある中、当事者の対応の無責任さは、山県市議会の対応が叱責されることに代表されるように一層に議会を侮辱するものである。市民の不信と怒りはなお高まり、山県市の信用までをも失墜している。県議会批判も増えている。

当事者議員の社会的、同義的責任は極めて重い。

このままでは、市議会運営、市政運営に支障が生ずることは予想に難くない。

多くのものが耐え難い思いをし、憤る事態になったことに鑑み、山県市議会は、今般の事態への速やかな対応として、選挙公営ポスター代水増し関与議員は、速やかに、自ら県議会議員、あるいは市議会議員としての職を辞すことを勧告する。

以上、決議する。